



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について

令和3年5月
山形県

PCBとは

化学的に合成された有機塩素化合物で、耐熱性、絶縁性に優れ、変圧器やコンデンサー・安定器等に利用されていましたが、昭和43年に起きた「カネミ油症事件」でその毒性が大きな社会問題となり、昭和47年に降廃製造されていません。

住民理解が得られない等により処理体制が整わず、事業者による長期保管が続き、PCBによる環境汚染が懸念されましたが、国が中心となり、平成16年以降、全国的な処理体制が整備されてきています。

関係法令

PCB廃棄物の保管事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律（PCB特措法）」に基づき、毎年度の保管及び処分状況に関する届出や保管事業場変更の届出の義務、譲渡しの制限がされています。

また、PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、管理責任者の設置や保管基準の遵守が義務付けられています。

PCB 廃棄物の処分期限

現在も使用中の機器を含めて、原則として処分期限までに処分（①・②は処分の委託）を完了することが義務付けられています。期限までに処分の委託を完了していない場合には、改善命令の対象となります。

- ① 高濃度PCB 変圧器等 : 2021年度末まで
- ② 安定器等・汚染物(高濃度) : 2022年度末まで
- ③ 低濃度PCB 廃棄物 : 2026年度末まで

PCB 含有の判別方法

電気機器類のPCB含有の有無を調べるには、次の方法があります。

1. メーカー・型式・製造年月日から判別する
※(一社)日本電気工業会HP参照
2. 製造メーカーに直接問い合わせる
3. PCB濃度を分析する
4. 県HPの調査票等を活用

PCB 廃棄物を保管している事業者の責務

□保管・処分状況等の届出
毎年6月30日までに、前年度の状況について、様式第1号によるPCB廃棄物保管状況等届出書を提出して下さい。

□管理責任者の設置
廃棄物処理法施行規則第8条の17に示されている資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置いてください。

□保管基準の遵守
廃棄物処理法施行規則第8条の13に規定されている保管基準に従って、PCB廃棄物を保管してください。（裏面をご覧ください！）

□保管事業場の変更届出
保管事業場を変更した場合、変更の日から10日以内に様式第2号による変更の届出書を提出して下さい。
なお、高濃度PCB廃棄物の場合は、JESCOの処理対象区域を越えての移動は原則禁止されています。事前に御相談下さい。

□譲渡し・譲受けの制限
一部の例外を除き、PCB廃棄物を譲渡す、又は譲り受けることは禁止されています。
関連会社への一括集約、建物ごとの売却等のケースは法令違反となることがありますので事前に御相談下さい。
なお、譲り受けた場合は、様式8号による届出が必要です。

□保管事業場の承継届出
会社の相続・合併・分割によりPCB廃棄物を承継した場合、承継後30日以内に承継届出書を提出してください。

□処分終了の届出
全ての高濃度PCB廃棄物の処分の委託を終えた場合又は全ての低濃度PCB廃棄物の処分を終えた場合、20日以内に処分終了届出書を提出して下さい。

□特例処分期限の届出
計画的にかつ確実に処分する旨を届出した場合は、上記期限の1年後（＝特例処分期限日）を処分期限とすることができます。

※ 各種届出様式は、各総合支庁環境課窓口又は県のホームページ（くらし・環境→環境・リサイクル→廃棄物→PCB廃棄物→PCB廃棄物(高濃度PCB使用製品)関係の届出と縦覧）から入手できます。

※ 保管状況等の届出は、PCB特措法に基づき、公表されます。

※ PCB特措法及び廃棄物処理法は、環境省のホームページで確認することができます。

【お問い合わせ、届出書等の提出先（山形県）】

窓口・問合せ機関	所在地	電話番号
村山総合支庁環境課	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8422
最上総合支庁環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1287
置賜総合支庁環境課	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6034
庄内総合支庁環境課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-4914
県庁循環型社会推進課	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	023-630-2323

PCB 廃棄物の処分方法

① PCBを含む油・3kg 以上の変圧器類・コンデンサー類【高濃度 PCB で汚染されているもの(※)】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の北海道 PCB 処理事業所（北海道室蘭市）で処分されています。処分にあたり、事前に機器登録が必要になりますので、同社にお問い合わせください。HP：<http://www.jesconet.co.jp/> 電話：03-5765-1935

② 安定器・3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、汚泥、ウエス、その他の汚染物

【高濃度 PCB で汚染されているもの(※)】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の北海道 PCB 処理事業所で処分されています。処分にあたり、PCB 汚染物等の登録手続きが必要です。（問合せ先は①に同じ）

③ 低濃度の PCB 廃棄物

「環境大臣が認定した無害化処理施設（無害化処理認定施設）」または「都道府県知事が設置を許可した施設」で処分します。

<山形県内には処分できる施設がありませんので、県外の処理施設で処分します>

無害化処理認定施設等の中から、取り扱える種類や設置場所等を考慮のうえ、保管事業者の方が処分先を選んで、個別に処分を依頼してください。

環境省「無害化処理施設認定状況」<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

※高濃度 PCB とは、次に該当するものをいいます。

1. 廃 PCB（PCB を含む油）：PCB 濃度が 0.5 重量%を超えるもの
2. PCB 汚染物：汚染された PCB 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの（金属くず、ガラスくず等）
又は 100,000mg/kg を超えるもの（廃プラスチック類、紙くず、木くず等）

PCB 廃棄物保管基準

□1 囲い

保管施設の周囲には囲いを設け、廃棄物の荷重が直接かかる場合の囲いの構造耐力上の安全性を確保すること。（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等）

□2 保管場所の掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の寸法及び事項を表示した掲示板を設置すること。

(1) 寸法 60cm×60cm以上

(2) 表示すべき事項

- ア 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
- イ 特別管理産業廃棄物の種類
- ウ 管理者の氏名又は名称、連絡先
(管理を担当する課係名、電話番号)

特別管理産業廃棄物保管場所	
種類	PCB 廃棄物
管理者の指名	〇〇〇〇
連絡先	□□□□
関係者以外立入禁止	

□3 特別管理産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、及び悪臭防止の措置

PCB 廃棄物が飛散・流出したりしないようにするとともに、地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆うこと。また、悪臭が発散しないようにすること。

□4 ねずみ、蚊、ハエ、その他の害虫の発生防止

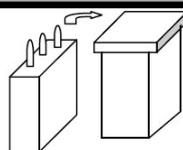
□5 他の物質の混入防止

他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

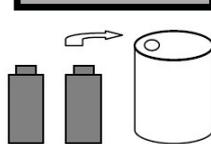
□6 PCB 廃棄物特有の措置

- ①安定器は、形状変更の原則禁止（漏洩の認められないコンデンサー外付け型安定器を除く）
- ②密封等の揮発防止、高温にさらされないための必要な措置及び腐食防止措置を講ずること。

コンデンサー 保管例



安定器 保管例



変圧器 保管例

